

発生場所から処分業者まで運搬する経路を複数の収集運搬業者に委託した場合(区間委託)の記入方法

例:佐渡島内の工事現場で発生したがれき類を長岡市の中間処理施設まで運搬するのに、自社を含め、4者が各区間を担当する場合

1. 佐渡市内の工事現場から佐渡市●●にある自社敷地までみずから運搬し、自社敷地から○○運送(株)に収集を委託する。
2. ○○運送(株)が佐渡市○○の港にある積替えの場所まで運搬し、(株)△△海運の船に積み替える。
3. (株)△△海運が新潟市中央区△△の港にある積替えの場所まで運搬し、(有)□□運輸の車両に積み替える。
4. (有)□□運輸が☆☆環境(株)の長岡市□□にある中間処理施設に搬入する。

上記例の場合、

1. 1行目の「運搬受託者の許可番号」欄は空欄にし、「運搬受託者の氏名又は名称」欄は「自己」と入力する。
2. 2～4行目の「産業廃棄物の種類」欄は(区間委託)を選択する。
3. 2～4行目の「排出量(t)」欄及び「管理票の交付枚数」欄は空欄にする。
4. 1～3行目の「処分受託者の許可番号」欄及び「処分受託者の氏名又は名称」欄は空欄にする。

(下記網掛部参照)

提出します。

処分場所の住所

1	1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	6.300	3		自己	新潟県佐渡市●●			
2	(区間委託)			111111	○○運送(株)	新潟県佐渡市○○			
3	(区間委託)			222222	(株)△△海運	新潟県新潟市中央区△△			
4	(区間委託)			333333	(有)□□運輸	新潟県長岡市□□	444444	☆☆環境(株)	

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。